

# 京都市右京区和のまち御室地区建築協定

## 建築協定区域

京都市右京区花園土堂町, 花園一条田町の各一部

## 運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

## 協定内容（協定書より抜粋）

### ■目的

第1条 この協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の敷地、位置、用途及び形態に関する基準を定め、住宅地として良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

### ■建築物の敷地に関する基準

第7条 協定区域内の建築物の敷地は、120平方メートル以上とする。

### ■建築物の位置に関する基準

第8条 協定区域内の建築物（建築物に附属する自動車車庫、物置その他これらに類する建築物で、最高の高さが地盤面から3メートル以下のもの（以下「附属建築物」という。）を除く。）の外壁の仕上面又はこれに代わる柱等の仕上面から、敷地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。ただし、別添「協定区域区画割図」に示す敷地境界線までの距離は、1.5メートル以上とし、「協定区域区画割図」に示す敷地境界線から1.5メートルの範囲内においては、附属建築物についても建築できないものとする。

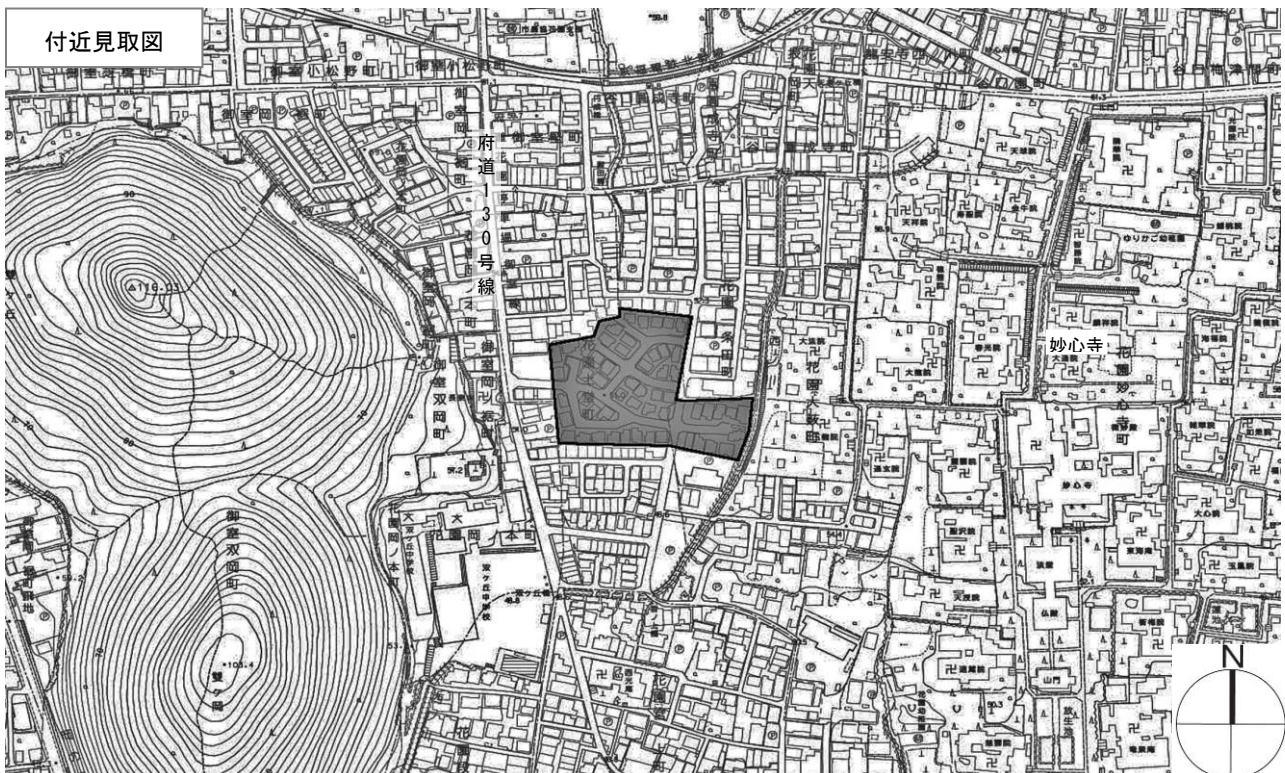
### ■建築物の用途に関する基準

第9条 協定区域内においては、次の各号に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。

- (1) 一戸建て専用住宅
- (2) 診療所（住宅を兼ねるものを含む。）
- (3) 集会所
- (4) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）

### ■建築物の形態に関する基準

第10条 認定区域内の建築物の地階を除く階数は、2以下とする。



京都市右京区和のまち御室地区建築協定区域図

